

担 当	三重労働局雇用均等室
	室長 鈴木 里美
	機会均等指導官 矢田 有
	電話 059-226-2318・FAX 059-228-2785

## 仕事と子育ての両立支援に関するアンケート結果について

育児休業制度のある企業の割合は、86.5%  
前回調査時より2.7ポイント増加

### 1 アンケートの概要

- 三重労働局は、仕事と子育ての両立支援について県内企業の取組及び制度運用状況を把握することを目的として、平成20年8月に通信調査によりアンケートを実施した。
- 対象事業所については、三重県内に本社機能がある企業1,550企業（抽出）に協力を依頼し、そのうち562企業から有効回答を得（36.3%）、集計した。

### 2 アンケート結果の概要

#### < 骨子 >

#### 1 仕事と子育ての両立支援に関する状況

- 育児休業制度のある企業の割合は、86.5%である。
  - ◆平成18年度三重局調査：83.8%
  - ◆平成17年度女性雇用管理基本調査（全国調査）：61.6%
- 育児休業取得者の状況について、女性労働者のうち、出産者に占める育児休業取得者の割合は、96.6%である。
  - ◆平成18年度三重局調査：79.5%
  - ◆平成19年度雇用均等基本調査(注1)（全国調査）：89.7%また、男性の育児休業所得者がいた企業は、回答企業中、3社である。
  - ◆平成19年度雇用均等基本調査（全国調査）：男性の育児休業取得率 1.56%
- 子の看護休暇制度のある企業の割合は、65.8%である。
  - ◆平成18年度三重局調査：51.0%
  - ◆平成17年度女性雇用管理基本調査（全国調査）：33.8%
- 育児勤務時間短縮等の措置に関する規定のある企業の割合は、76.7%である。
  - ◆平成18年度三重局調査：68.2%
  - ◆平成19年度雇用均等基本調査（全国調査）：49.5%

#### 2 中小事業主における次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出

- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の状況をみると、労働者数300人未満(注2)の中小事業主において、「すでに策定し届出済み」が6.3%であり、「策定中」が15.3%となっている。

(注1) 女性雇用管理基本調査は、平成19年度より雇用均等基本調査に名称が変更された。

(注2) 本調査は規模別区分を「300人以上・300人未満」で区分しているが、次世代法では策定・届出が努力義務である企業は労働者数300人以下である。

### 3 今後の対策

#### (1) 育児・介護休業等規定の整備等指導

- ・ 県内企業において、育児休業等規定を作成している企業の割合は上昇し、規定の整備が進んでいるが、一方で規定が未整備の企業、規定の内容が法律の定める水準に達していない企業も依然として存在している。
- ・ これを踏まえ、当局では育児・介護休業法第56条に基づき、職員及び育児・介護休業指導員が個別企業への訪問・指導等を実施し、育児・介護休業法に沿った育児・介護休業規定の整備を促す。
- ・ 特に中小事業主に対しては、中小企業子育て支援助成金も活用しつつ、規定整備及び育児休業等取得促進を図る。
- ・ 関係機関等との連携を図り、広報誌や各種会合等を通じて、育児・介護休業法及び規定整備の必要性についての周知徹底を図る。

#### (2) 一般事業主行動計画の策定・届出の推進

- ・ 次世代育成支援対策推進センター(※)や中小企業事業主団体との連携を図り、広報誌や各種会合等を通じた周知・啓発を行うとともに、仕事と育児の両立支援のための各種助成金制度を活用しつつ、300人以下の企業の行動計画の策定・届出を促進する。
- ・ 育児両立支援職場環境整備コンサルタントが個別企業を訪問し、行動計画の策定・届出に関するきめ細かな相談・指導を行うことにより、行動計画の策定・届出を促進する。

※ 次世代育成支援対策推進センターとは、次世代法第20条の規定により、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、相談その他援助の業務を行う事業主の団体等を国が指定することができることとされているものであり、三重県内では亀山商工会議所、三重県経営者協会、三重県中小企業団体中央会が指定されている。

- 添付資料 : 1 仕事と子育ての両立支援に関するアンケート結果  
2 仕事と子育ての両立支援関係周知チラシ  
3 就業規則に育児・介護休業等を規定しましょう(リーフレット)  
4 一般事業主行動計画を策定しましょう(チラシ)  
5 中小企業子育て支援助成金をご活用ください(チラシ)

<参考> 過去に実施した調査及び全国調査の状況

今回比較対象としている過去の調査は以下のとおりである。

	今回三重局調査	平成18年度三重局調査	平成19年度 雇用均等基本調査	平成17年度 女性雇用管理基本調査
実施時期	平成20年8月1日	平成18年8月1日	平成19年10月1日	平成17年10月1日
対象	三重県内に本社機能がある 企業1,550企業(抽出)	三重県内に本社機能がある 企業1,600企業(抽出)	常用労働者5人以上を雇用し ている全国の約10,000企業 (抽出)	常用労働者5人以上を雇用し ている全国の約10,000企業 (抽出)
有効回答率	36.3%	30.9%	61.5%	75.3%

※ 平成19年度雇用管理基本調査では、調査項目に育児休業制度及び子の看護休暇制度に関する項目がないため、平成17年度分にて比較。